

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十八号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第五十九条の二第一項」の下に「、第六十条の二の二第一項第二号及び第三項ただし書」を加える。

別表第二十七項第一号事務の欄44中「第七十七条第二項」を「第七十七条第三項」に改め、同欄45中「第七十七条第六項」を「第七十七条第七項」に改め、同欄46中「第七十九条第二項ただし書」を「第七十九条第三項」に改め、同欄49中「第七十九条第六項」を「第七十九条第七項」に改め、同欄51中「第三十四条第二項ただし書」を「第三十四条第三項」に改め、同欄52中「第三十四条第六項」を「第三十四条第七項」に改める。

別表第三十項事務の欄5中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改める。

別表第六十項第二号事務の欄14中「第八十一条第一項ただし書」を「第八十一条第二項」に改め、同欄15中「第八十一条第四項」を「第八十一条第五項」に改める。

別表第七十六項第一号事務の欄24中「第十三条第十号」を「第十三条第十一号」に改める。

別表第九十二項事務の欄28中「第六百六十三条」を「第六百六十三条第一項」に改め、同欄中39を40とし、29から38までを30から39までとし、28の次に次のように加える。

29 法第六百六十三条第二項の規定による協力の要請

第二条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第三十七項第一号市町村の欄中「吉見町」の下に「、宮代町」を加える。

別表第五十項第一号市町村の欄を次のように改める。

各町村

別表第五十項第二号市町村の欄中「鳩山町」の下に「、東秩父村」を加える。

別表第五十一項第一号市町村の欄及び同項第二号市町村の欄中「加須市」の下

に「、本庄市」を加える。

別表第六十一項第一号事務の欄1中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に、「第十八条の十五第一項及び第二項、第十八条の二十三第一項、第十八条の二十四第一項並びに第十八条の二十五第一項」を「第十八条の十七第一項及び第二項、第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項並びに第十八条の三十第一項」に改め、同欄2中「第十八条の十六、第十八条の十九、第十八条の二十六並びに第十八条の二十九第二項」を「第十八条の十八、第十八条の二十一、第十八条の三十一並びに第十八条の三十四第二項」に改め、同欄3中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同欄4中「第十八条の二十九第一項」を「第十八条の三十四第一項」に改め、同項第二号事務の欄1中「第十八条の十五第一項及び第二項」を「第十八条の十七第一項及び第二項」に改め、同欄2中「第十八条の十六並びに第十八条の十九」を「第十八条の十七第一項及び第二項」に改め、同欄2中「第十八条の十六並びに第十八条の十九」を「第十八条の十八並びに第十八条の二十一」に改め、同項第三号事務の欄1中「第十八条の十五第一項及び第二項」を「第十八条の十七第一項及び第二項」に改め、同欄2中「第十八条の十六並びに第十八条の十九」を「第十八条の十八並びに第十八条の二十一」に改め、同項第六号事務の欄1中「第十八条の十五第一項及び第二項」を「第十八条の十七第一項及び第二項」に改め、同欄2中「第十八条の十六及び第十八条の十九」を「第十八条の十九」に改める。

別表第六十二項第一号市町村の欄中「吉見町」の下に「、宮代町」を加え、同項第七号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、川口市」を加え、同項第八号市町村の欄中「、宮代町」を削る。

別表第七十九項第一号事務の欄中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 法第五条第四項ただし書の規定による通知

別表第七十九項第二号を削り、同項第三号市町村の欄中「蓮田市」の下に「、坂戸市」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 法に基づく事務のうち、法第十二条の五第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による同意

秩父市、滑川町、 嵐山町、小川町、 吉見町、鳩山町、 ときがわ町、横 瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野 町、東秩父村、 寄居町

別表第七十九項第四号市町村の欄中「久喜市」の下に「、坂戸市」を加える。
 別表第九十七項第三号市町村の欄中「鶴ヶ島市」の下に「、日高市」を加える。
 別表第一百三項第九号市町村の欄中「熊谷市」の下に「、川口市」を加える。
 別表に次の一項を加える。

117	
埼玉県受動喫煙防止条例（令和二年埼玉県条例第十七号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 条例第九条第一項の規定による届出の受理 2 条例第九条第二項の規定による報告の受理 3 条例第十一条の規定による指導及び助言 4 条例第十二条第一項の規定による勧告 5 条例第十二条第二項の規定による公表 6 条例第十二条第三項の規定による命令 7 条例第十三条第一項の規定による報告の徴収 並びに立入検査及び質問	さいたま市、川越市、川口市、越谷市

第三条 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二十一項第一号市町村の欄中「戸田市」を「川越市、戸田市、川島町」に改める。

附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第三条の規定 令和三年六月一日

2 この条例（前項各号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際改正後の別表の事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為で、施行日に同表の市町村の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。